

「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」（第 6 回）議事概要について

1. 検討会の概要

日 時：平成 19 年 10 月 12 日（金）15:00～17:30

場 所：東海大学校友会館 「望星の間」

出席者：田中座長、藤井座長代理、荒牧、池谷、池辺、石川、岩田、田鍋、山崎の各学識委員
内閣府加藤政策統括官、田口官房審議官、鳥巢参事官、上杉参事官、池内参事官、
消防庁金谷防災課長、国土交通省中野砂防計画課長、気象庁横田火山課長 他

2. 議事概要

火山防災対策に関する課題の抽出と対策案及び本検討会の検討内容の取りまとめ方針について事務局より説明を行い、各委員にご議論いただいた。委員からの主なご意見は以下のとおり。

（主な意見）

噴火警戒レベルのレベル 3 のキーワードを「入山規制」、レベル 2 のキーワードを「火口周辺規制」と変更することについて了承。

火山現象を予報・警報の対象とすべく気象業務法を改正することは画期的なことである。

複数市町村が関係すると、各市町村の防災に対する意識の温度差から避難オペレーションがシナリオのシミュレーションのとおりに進むとは限らない。実際の場面を意識し、各市町村の意志決定等の連携が進む仕組みづくりが重要。

火山防災については、現象の発生が稀でありかつ専門性が高いことから、市町村や都道府県のみの対応では十分ではない場合がある。常に国も参画する仕組みを検討することが重要。

登山者、入山者は危険な区域に入っているという認識が低い。山岳会等と連携し、危険性を認識した上で登山するようにすることが重要。

火山災害や水害は現象が発生し始めてからのオンタイムの時にどういう情報を発表し切迫感を伝えていくのか、どのようなオペレーションとするのかということについての検討が必要。

自主避難についての受け入れ先の体制についての検討が必要。

普及啓発活動を継続的に実施する仕組みを検討することが重要。

本検討会の報告書の検討においては、各施策の実施主体を明確にすること。

本検討会の報告書のとりまとめにあたっては、すぐ実施しなければならない重要性の高い項目を明示することが必要。

< 連絡・問い合わせ先 >

内閣府 地震・火山対策担当参事官 池内 幸司
同企画官 尾本 和彦
同参事官補佐 佐藤 豊

TEL：03-3501-5693（直通） FAX：03-3501-5199